

平成 27 年 3 月 16 日
こども家庭部子育て支援課

区民意見反映制度による意見募集の結果および
練馬区子ども・子育て支援事業計画案について

1 区民意見反映制度（パブリックコメント）の内容

(1) 周知方法

ねりま区報（2月1日号）および区ホームページ等に掲載

(2) 意見募集期間

平成 27 年 2 月 1 日（日）から 2 月 20 日（金）まで

2 区民からの意見

意見提出件数（提出人数） 延べ 65 件（11 人）

3 意見に対する対応

	内容	件数
◎	「素案」から「案」に変更する際に、計画に意見を反映するもの	0 件
○	「素案」に主旨が記載済であり、その旨説明したもの	22 件
□	「素案」に記載はないが、事業等により既に実施済みのもの	13 件
△	事業等を行う中で、今後検討を行うもの	6 件
一	対応が困難なもの、計画とは直接関連がないもの	14 件
合計		55 件

※件数の合計欄については、同趣旨の意見を 1 件と数えている。

4 区民からの意見（要旨）と区の考え方・回答

別紙のとおり

5 練馬区子ども・子育て支援事業計画案

別添のとおり

6 今後の予定

平成 27 年 3 月 計画決定

4 月 計画施行

区民からの意見（要旨）と区の考え方・回答

番号	区民からの意見（要旨）	区の考え方・回答	対応
第1章 計画の基本的な考え方			
1	「区政運営の新しいビジョン素案」は「素案」で決定したものではない。素案を上位計画として位置づけ、計画を策定するのは本末転倒である。	本計画は、今年度中に策定する「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」（以下、「ビジョン」という。）に基づき策定するものです。 また、子ども・子育て支援法に基づく計画として本計画を位置づける旨を本文に記載しています。	○
2	子ども・子育て支援事業計画は、国の法律に基づいて策定するものである。練馬区独自の「新ビジョン」の策定以前に、日本国憲法の下に法律と地方自治法がある。計画には国の法律に基づき定めるということを最初に明記するべきである。		
3	計画には子どもの権利条約に沿った支援策という位置づけが書かれていない。子どもの権利条約にある子どもの最善の利益のもとで、計画を推進するということを明記するべきである。 (同意見2件)	本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。子どもの最善の利益の視点は、基本指針に記載されているため、本計画にも反映しています。	○
4	次世代育成支援行動計画に示されていた「すべての子育て家庭が安心して暮らすことができ、すべての子どもたちが健やかに生まれ育ち、自立することのできる社会を築く」という理念を明記するべきである。	本計画の取組の方向性として、すべての子ども・子育て家庭への支援、地域住民との連携、子どもの視点に立った取組の推進を記載しています。	○
5	次世代育成支援行動計画に示されていた「子どもと子育て家庭を、区民との協働により地域で支えていく」という理念を明記するべきである。		○
6	次世代育成支援行動計画に示されていた「子どもの最善の利益を考えるとともに、子ども自らの「育つ力」を大切にする」という理念を明記するべきである。		

番号	区民からの意見（要旨）	区の考え方・回答	対応
7	計画にまちづくりの視点を取り入れてほしい。例えば、一定規模以上のマンションには保育所を併設する、空き家を活用して子育てのひろばの設置をする、道路などに子育ての視点を取り入れることなど、安心して豊かに過ごせる場所、街を作ってほしい。	本計画は、子ども・子育てに密接に関連する取組にポイントを絞り、集中的に施策を推進することとし、まちづくりに関連する事業は別の計画に委ねています。まちづくりにおいても、子育て支援の視点を持って進め、安心して子どもを産み育てられる環境を整備していきます。	△

第3章 計画の推進

【妊娠・出産期～】「1 子どもと子育て家庭の支援の充実」

相談支援体制の整備

8	相談支援体制を整える際は、専門家を配置すると明記するべきである。	相談支援体制の充実のため、子育てに関する専門性を有する専任職員として、すくすくアドバイザーを配置する予定です。	○
9	相談支援体制の整備には、専門機関としての児童相談所との連携も明記するべきである。	児童相談所との連携は、区の子ども・子育て支援事業の前提となっています。	□
10	保健所、保健相談所の増設や専門職員の増員を図ることを計画に明記するべきである。	区では、保健所、保健相談所と関係機関が連携を取り、母子保健の充実に取り組んでいます。 保健所等の増設は考えていませんが、専門職員については必要に応じて対応を検討していきます。	一
11	エンゼル・ナビについては、リンクが多く、情報のたらい回し感がある。見やすくなるように工夫すべきである。	子育て応援サイトのエンゼル・ナビは、練馬区の公式ホームページのリンクを貼り、最新の情報を伝える構成になっています。今後、ご覧になる方が見やすいよう工夫していきます。	△
12	母子手帳交付時など、ファーストコンタクトの際に、練馬区や里帰り出産先の自治体での取組について、説明することが必要だと思う。費用負担や講習等の頻度など、妊婦の時に意識させが必要である。	保健相談所や健康推進課では、母子手帳交付時に保健師による面接を行い、妊娠・出産に関する情報を説明しています。里帰り出産をした方については、自治体ごとに支援の内容が異なるため、各自で確認するよう案内しています。出産時の費用についても、個人の状況により異なるため、個別の相談の中で対応しています。	□

番号	区民からの意見（要旨）	区の考え方・回答	対応
13	パパ・ママ教室において、講座参加者にアンケートを取り、引き換えに粗品を渡すなど、インセンティブをつけることを検討してはどうか。	パパとママの準備教室では、毎回参加者にアンケートを取っていますが、現在、インセンティブをつけることは考えていません。	一
14	アンケートにインセンティブをつけるなどして、より詳しく参加者情報を集めたり、アンケートで受講結果を振り返ることを通じて、子育てに対する意識づけを高めることができるのでないか。また、妊娠時の不安や他の講座への関心などを探ることも可能となるのではないか。	区ではアンケートなどにより、区民ニーズの把握や子育てへの意識づけを行っており、今後も引き続き実施していきます。	□
15	どのような講座をどのような時期に受講するのが望ましいのかなど一覧化して、ステップアップ方式を取るなどして、親の知識を高めるためのアドバイスをもらいたい。	母親学級などの多くの方に受講してもらいたい講座については、母子手帳交付時に案内しています。各家庭の事情により受講が難しい方もいますので、知ってほしい情報はお子さんの発育に応じて個別メール配信等で提供していきます。	○

親子で交流できる場の拡充

16	子育てを相互に支え合うために、先輩ママとの交流の機会を多く持つ取組が必要ではないか。	親子の交流を図る場として、子育てのひろばを設けています。区立、民設問わず、様々な子育て支援事業を実施しており、そのような場で先輩ママや職員と交流を図ることができます。 また、保健相談所では、育児栄養歯科相談や各種健診時に育児交流会を実施しています。今後も多くの交流の場を持てるように検討していきます。	○
17	子育てのひろばは土日が休みで父親が利用しにくい。多くの親子が利用しやすいようにしてほしい。	土曜、日祝日も開室している区立の子育てのひろばがあります。また、来年度からは、子ども家庭支援センターの子育てのひろばの開始時間を午前10時から午前9時に早めるなど、さらに利用しやすい環境整備に努めます。今後も子育てのひろばの増設を進め、より身近な場所で親子の交流が図られるよう取組を進めます。	○

番号	区民からの意見（要旨）	区の考え方・回答	対応
多様な一時預かりの充実			
18	乳幼児一時預かりをもっと安価に、また利用しやすくしてほしい。 (同意見1件)	来年度から、乳幼児一時預かりの実施日の拡大や定員増を図り、さらに利用しやすい環境整備に努めます。また、乳幼児一時預かりは、子育てスタート応援券で、無料で利用することができます。	○
児童虐待防止対策			
19	虐待通報のために、通話料に負担のない総合電話窓口やメールアドレスといったものを作成することは考えているか。	区では虐待相談・通告専用フリーダイヤルを設けています。また、厚生労働省は児童相談所全国共通ダイヤル3桁化を発表するなど、通報しやすい体制の整備を今後も進める予定です。	□
20	虐待通報については、マグネット式の広告のようなものがあれば、緊急時にインターネットで調べる必要がなくなるのではないか。	虐待通報先の周知については、区ではリーフレットを作成し、町会・自治会、医師会、民生委員、主任児童委員、保育園、全小中学校の児童生徒一人ひとり等に配付しています。マグネット式のものについても、周知方法の一つとして、今後検討します。	△
21	虐待防止について、計画に記載の事業は効果的なのか。「まさかあの人が」という人が虐待をする可能性もあり、その部分をどうケアするのかがわからない。どんな人も虐待の可能性はゼロではないので、チェック項目のある啓発ポスターなどを母子手帳交付時や、子育てのひろば等で目に触れさせることで、自問する機会を与え続けることが必要である。	区内5か所の子ども家庭支援センターでは、相談窓口の情報の周知や関係機関との連携により、虐待予防・防止についての啓発に取り組んでいます。配布しているリーフレットには、保護者に問い合わせる項目の記載があり、虐待相談にすぐに対応できる専用電話番号も案内しています。 また、保健相談所では、こんにちは赤ちゃん訪問、4か月児健診などの機会に、丁寧に子育ての様子を伺い、必要に応じた支援を行っています。	□
22	練馬区ホームページのトップページや公設掲示板に、「虐待の可能性のある方を見た」時の連絡先を載せて、通報窓口を明確化できないか。	日頃から地域の民生委員や主任児童委員の方に虐待に関する情報提供をしていただいている。また、パンフレット等で連絡先を周知し、区民の方にも虐待通報の協力をお願いしています。	□

番号	区民からの意見（要旨）	区の考え方・回答	対応
23	こんにちは赤ちゃん訪問のあと のケアを計画に盛り込んでもらいたい。	こんにちは赤ちゃん訪問で心配な状態であった場合、地域の担当保健師が家庭訪問、電話、面接などで継続支援を行っています。心の問題を抱える場合は、随時専門機関を紹介するなどの支援を行っています。	□
24	DVや虐待になる可能性が高いと考えられる人たちへの支援が必要ではないか。	DVや虐待のリスクのある家庭への支援については、関係機関が連携して対応しています。特に保健所等では、母子手帳交付時、こんにちは赤ちゃん訪問、子どもの健診等でのアンケート、問診、個別相談などを通じて、保健師等が継続した個別支援を行っています。	□

経済的な支援

25	子どもの貧困対策を計画の基調とすべきである。 (同意見1件)	本計画では、子どもの貧困対策の一環として、児童手当や就学援助費の支給等の経済的支援に取り組みます。また、本計画全体の取組を通じて子どもの教育・保育環境を整備し、貧困の連鎖防止を進めます。	○
26	保育料の負担増などは避け、子育て世帯への経済的支援を充実させることを計画に明記するべきである。	保育料のあり方については、待機児童の早期解消と保護者間の負担の公平性、保護者の応益応能の負担等を踏まえ、子育て施策全体の費用対効果を洗い出す中で検討していきます。	△

【乳児期～幼児期】「2 子どもの教育・保育の充実」

「練馬こども園」の創設			
27	練馬こども園の実施はやめ、計画から削除し、練馬区が進めてきた基準・制度をさらに拡充してほしい。	昨年度実施したニーズ調査の結果を踏まえ、練馬こども園は長時間の預かり保育に取り組む私立幼稚園を増やし、保護者の選択の幅を広げる制度です。将来的には、保育所も認定の対象とする幼保一元化施設への発展を目指します。 また、認可保育所や地域型保育事業などの拡充にも引き続き取り組みます。	一

番号	区民からの意見（要旨）	区の考え方・回答	対応
28	練馬こども園における幼稚園による預かり保育において、乳幼児にとって望ましい保育環境を整えてほしい。	練馬こども園の要件として、教育・保育の質のさらなる向上を掲げています。このような取組を通じて、預かり保育の環境の充実にも努めています。	○

保育所等の拡充

29	児童福祉法第24条第1項の認可保育所の増設を明記し、認可保育所等の拡充は「関連する事業」ではなく、もっと上位に位置づけるべきである。	ビジョンの方向性に基づき、保育所等の拡充は「重点取組」の項目として取り扱います。 保育所等の整備については、待機児童の解消に向けて、認可保育所や地域型保育事業などの拡充に引き続き取り組みます。	○
30	認可保育所を増やして、待機児童解消を図ることを明記するべきである。 (同意見5件)		
31	保育園、学童クラブ、児童館などは委託化、指定管理への移行はせず、公的責任で進めることを計画に明記するべきである。 (同意見1件)	委託化・民営化により、延長保育等のサービスの拡充を図りながら、経費の削減が可能となります。今後も委託化を進めるとともに、区立施設の運営については、委託施設も含めて区が責任を持って進めています。	—
32	子どもに関する施設の耐震検査や耐震補強などの記載がない。子どもの施設の環境整備の改善についても計画に明記するべきである。	施設の耐震化は、練馬区耐震改修促進計画に基づいて、実施していきます。また、区立施設の改修工事については、計画的に行っていきます。	□
33	保育の質の向上についての具体的な記述がない。子どもに関する施設で働く職員の身分保障や待遇改善についても計画に明記するべきである。 (同意見1件)	職員研修の充実等により、保育の質の向上を図っていきます。 職員の待遇改善については、公定価格において、職員の経験年数などに応じた加算措置が設けられており、それが施設型給付費や地域型保育給付費に反映する仕組みとなっています。	□
34	障害児保育や全保育園の看護師・栄養士の配置など、保育園の充実に向けた課題を具体的に計画に記載するべきである。	区では既に、国や都の基準以上の職員配置をしている私立保育所に対する補助を行っており、新制度開始後も継続する予定です。 区立保育所についても、基準以上の職員配置を既に行っています。	—

番号	区民からの意見（要旨）	区の考え方・回答	対応
【小学生～中高生】 「3 子どもの成長環境の充実」			
すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり			
35	学童クラブについては、練馬区で築いてきた質を後退させずに、より充実させることを計画に明記するべきである。	平成27年第一回練馬区議会定例会に議案第31号「練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」を提出しています。ねりっこクラブにおける学童クラブ事業は、区立学童クラブと同様に、この条例により定められる基準に基づき運営します。 この条例においては、設備および運営を向上させること、最低基準を理由として、設備または運営を低下させなければならないことを規定しており、計画の本文中には記載する予定はありません。	□
36	「学童クラブは、存続する」ということを明記してほしい。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業それぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行うものです。	○
37	学童クラブとひろば事業は、区別して整備してほしい。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業それぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行うものです。	—
38	ねりっこクラブの実施はやめ、計画から削除し、練馬区が進めてきた基準・制度をさらに拡充してほしい。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業それぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行うものです。学童クラブの機能、ひろば事業の機能を一つにまとめるものではありません。実施に際しては、各事業に参加する児童がともに過ごせる時間を作るなど、児童の放課後等を一層充実していきます。	—
39	学童クラブの増設を行い、待機児童解消を図ることを計画に明記するべきである。 (同意見1件)	学童クラブの増設については、教室の転用や学校敷地内での施設整備の手法だけで、すべての保育需要に対応することは困難です。今後はねりっこクラブの推進により、学校内の教室を弾力的に活用するなど、活動スペースの確保に努め、学童クラブの需要に応えていきます。	—

番号	区民からの意見（要旨）	区の考え方・回答	対応
40	学童クラブの高学年対応について、定員に余裕のあるところから順次受け入れることを計画に明記するべきである。	高学年を受け入れるに当たっては、面積や男女別トイレなどの施設設備の確保とともに、保育内容の検討も必要であると考えています。そのため、区では、施設面の条件等が整っている児童館等の中にある学童クラブにおいて、モデル実施したうえで、本格実施を行う予定です。	△
41	ねりっこクラブは、現実可能な良い案だと思う。	すべての小学生が安全かつ充実した放課後を過ごすことができる環境の整備を目標として、ねりっこクラブを推進していきます。	○
42	学童クラブと学校応援団ひろば事業の統合より先に、学校応援団ひろば事業の拡大を強く要望する。	学校応援団ひろば事業は、実施日数の拡大等の段階的な充実を図っています。引き続きさらなる充実に努めています。 ねりっこクラブにおける学校応援団ひろば事業では、夏休み等長期休業中の実施やプログラムの充実などを進めていきます。	□
43	学校応援団ひろば事業においては、学童クラブと同じ時間利用することが可能で、ねりまキッズ安心メールの導入で、子どもの安全・安心が確認できるのであれば、保護者の費用負担は当然と考える。	今後ねりっこクラブを推進する中で、保護者負担のあり方も含め、キッズ安心メールの導入の可能性について検討します。	△
44	ねりっこクラブの運営については、児童集団と指導員の信頼関係が築かれる環境整備をすることを計画に明記するべきである。	平成27年第一回練馬区議会定例会に議案第31号「練馬区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」を提出しています。ねりっこクラブにおける学童クラブ事業は、区立学童クラブと同様に、この条例により定められる基準に基づき運営します。 児童の支援の単位と支援員との関係については、区立学童クラブにおける運用状況を踏まえ、ねりっこクラブにおける考え方を整理していきます。	○

番号	区民からの意見（要旨）	区の考え方・回答	対応
45	放課後子ども総合プランの推進にあたり、共働き夫婦の意見を十分に反映できる体制構築をお願いしたい。	ねりっこクラブの実施に当たり、実施する小学校の保護者の皆様に丁寧に説明を行いながら進めています。また、運営開始後は、関係者によって構成される運営協議会を開催する予定です。	○
46	ねりっこクラブは、学校応援団の理解を得て進めてほしい。	ねりっこクラブの実施に当たっては、学校応援団を始め、実施する小学校の関係者の意見を聞きながら小学校ごとに実施の計画を策定していきます。	○
47	ねりっこクラブの開所時間については、早朝から夜遅くまで運営してほしい。	ねりっこクラブの開所時間については、現在の区立学童クラブおよび学校応援団ひろば事業と同様の運営時間を前提に実施する予定です。	—
48	「ねりっこクラブ」では危機感が感じられないでの、別の名称にしてほしい。「学童クラブ」で良いのではないか。	小学生を対象とした事業であり、親しみ易さに配慮し、ねりっこクラブという名称とさせていただきました。 ねりっこクラブの推進を通じ、学童クラブの待機児童解消に向けて取り組んでいきます。	—
49	保育園、学童クラブ、児童館などは委託化、指定管理への移行はせず、公的責任で進めることを計画に明記するべきである。 (※項目番31の再掲)	委託化・民営化により、延長保育等のサービスの拡充を図りながら、経費の削減が可能となります。今後も委託化を進めるとともに、区立施設の運営については、委託施設も含めて区が責任を持って進めています。	—
推進体制			
50	子ども・子育て会議に、子育て世帯の団体や公立保育園長、学童クラブ関係者を参画させ、協議できる体制を作ることを明記するべきである。 (同意見1件)	子ども・子育て会議には、幼稚園や保育施設などに通う保護者として5名の公募委員、また、幼稚園や保育園等の団体の委員にも参加いただいており、十分な体制を整えています。	○

番号	区民からの意見（要旨）	区の考え方・回答	対応
その他			
51	共働きの母親には、いざという時のサポート役が必要だと思う。例えば、地域住民が学童保育の後の送迎や保育の手伝いをしたり、母親の急用時の留守番をしたりといったことをボランティアでするなどの取組を検討する必要があるのではないかと思う。	本計画では、地域住民や地域団体による地域全体での子育て支援を進めることを取組の方向性の一つとして掲げています。ご提案のような取組が地域の中で形成されるようなきっかけ作りになる施策を区として推進していきます。	○
52	足立区のギャラクシティのような子ども向けの総合施設を区内に作ってほしい。	区では地域での子育て支援の充実を目指しており、子育てのひろばなどの地域施設の設置を計画していますが、総合施設の設置は考えていません。	—
53	区民意見反映制度を行っていることについて、学校を通じて情報提供してほしい。	今回の区民意見反映制度の実施に際しては、区報、区ホームページに加え、区公式ツイッターでも周知を図りました。	—
54	計画は、認知度を高めるために区民の目につくような場所に置いてほしい。	本計画は、区ホームページに掲載するほか、区民情報ひろば、図書館、子ども家庭支援センター、保健相談所など、子育て世帯が利用する施設でも閲覧できるようにします。	□
55	妊婦健診時に、計画を視覚的にまとめた情報紙を配布することは検討しているか。冊子化して、母子手帳に挟めるような簡易なものがあると、より施策の認知が高まるのではないか。	子ども・子育て支援施策については、引き続き区報や区ホームページ等を通じて周知に努めます。また、本計画の事業の中で、対象となる保護者に対しては多様な方法で周知を図っていますが、計画そのものを配布することは考えていません。	—